

# 川口市立新郷東小学校 PTA 個人情報取扱規則

## (目的)

第 1 条 川口市立新郷東小学校 P T A (以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という) の取り扱いについて定めるものとする。

## (指針)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。  
管理者は、適正な維持管理について取扱者へ周知し、誓約書の提出を受けなければならない。

## (取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、執行役員・理事とする。

## (秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (周知)

第 6 条 本会において取得・保持する個人情報の取り扱い方法については、総会資料または通知など適宜の方法により周知する。

## (個人情報の取得)

第 7 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。また、取り扱う個人情報については次のとおりとする。

- (1) 学年、クラス、児童氏名、兄弟姉妹
- (2) 保護者氏名
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

2 なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(利用)

第 8 条 取得した個人情報、次の目的のために利用する。

- (1) 会費（協力費）の集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、総会資料の作成
- (3) 会員の表彰・慰労・慶弔・見舞い
- (4) 専門部活動で発行、配布する資料の作成
- (5) 委員選出及び役員候補者選出、その他の P T A 活動実施のため

(利用目的による制限)

第 9 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 10 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、厳正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 3 本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外のものに委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データベースの保管は、次のように保管することとする。

- (1) 紙媒体、電子データともに施錠保管
- (2) 電子機器等にセキュリティソフトを導入し、OS を最新状態に保つ
- (3) パソコンや携帯電話などの情報端末に個人情報を保管しない
- (4) 持ち出す場合は、事前「個人情報管理表」へ必要事項を記入のうえ、管理者の許可を得ること

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受けるものは、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合

(個人情報の共同利用)

第13条 本会は、川口市立新郷東小学校長と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(研修)

第16条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、三役・三役部長会で協議・検討し、改正することができる。なお、本規則を改正した場合は、第6条に定める方法をもって周知するものとする。

附 則

本規則は、令和6年5月14日より施行する。